

# 都市計画道路大阪岸和田南海線（黒鳥工区）の事業認可説明会における主な質問と回答(概要)

説明会では多くのご意見をいただきました。質問と回答の要旨は以下のとおりです。

なお、同主旨のご意見については、集約しております。本内容は要約したもので、実際の発言とは異なる場合があります。

No.	質問事項	回答
<b>事業の進め方について</b>		
1	事業の問い合わせ先、時間について	資料の最終頁に記載。事業全般・測量・工事関係は道路整備グループ、用地・補償関係は用地グループです。開庁時間は9:00~17:30。連絡先は072-273-0123（代表）です。
2	他路線の事業期間実績と本事業の期間について	大阪岸和田南海線（府中工区）については、平成14年3月に事業取得し、現在のところ事業完了予定は令和7年度末です。本路線は、令和16年3月を目標としております。
3	今後の事業スケジュールについて	本事業区間は、約1.2kmあり、工区分けを行い実施する予定です。優先順位は各々工区の状況を分析し、今後決定してまいります。個人の事情がある場合は可能な範囲でお聞きして進めます。
4	今後の説明会開催時期について	都市計画事業認可説明会としては、今回のみとなります。なお、今後具体的な予定はしておりませんが、事業の節目で地域の役員様とも相談しながら必要に応じて説明会の要否を判断させていただきます。
5	都市計画事業認可の廃止、事業の反対について	昭和41年に法律に基づいて適正に手続きを踏んで都市計画を定め、令和6年に事業認可を取得した事業で、勝手に進めているということはありません。説明会の手順等は現在の法の手続きに則り行っています。大阪府としては、認可の取消を行う必要はないと考えております。
<b>現況道路との交差点、横断箇所等について</b>		
6	小学校への通学路、横断箇所について	現在のところ、交差点となる可能性が最も高い自衛隊前で渡ると考えております。その他の箇所につきましては、今後詳細設計の中で、交通管理者等と協議を進めながら検討をしてまいります。通学路につきましては、和泉市教育委員会と協議をしております。
7	新設道路と既設道路（市道部）との交差点について	本道路は、4車線の交通量の多い幹線道路となります。安全性の面から中央分離帯設置が原則と考えており、現在横断歩道橋の設置は考えておりません。渡れない形となっている箇所は、交差点化は難しいと考えておりますが、可能な範囲で地域の声も聞きながら、設計協議を進めていく考えです。迂回など少なからず、ご不便おかけする面もあるがご理解のほどよろしくお願いたします。
<b>道路事業によるメリット・デメリットなどについて</b>		
8	騒音・振動などの環境問題について	本事業の規模は、環境アセスメントの対象になっていないため、環境事前調査は実施しておりませんが、本道路の全線供用後の計画交通量約2万2千台・日の平面道路であれば、環境基準に抵触するような影響は出ないと考えております。近隣の道路で同等の交通量の路線でも特に環境問題は起こっておりません。大阪岸和田南海線の既に供用している箇所においても、同じく環境問題は起こっておりません。
9	新設道路整備における評価指標について	事業認可を取得する前に事業評価を行っており、評価指標等については大阪府のHPでも掲載しております。和泉市を縦断する道路となるため、国道26号や大阪和泉南線などの交通量が減る見込みです。
10	防災面の強化について	道路ができる事により延焼遮断帯として、火事の際に燃え広がることを防止する効果があります。電柱の地中化により、地震の際に電柱が倒れることがないので、通行止めになりにくく緊急車両が通りやすくなり、迅速な救助活動などが可能になります。
11	都市インフラの整備について	都市インフラなどについては通常、幹線道路整備にあわせて整備することが多いが、各事業者の計画、判断になります。
<b>用地取得について</b>		
12	土地の引渡しについて	補償契約の中で、物件撤去費用も含まれますので、権利者様で物件撤去していただき、更地にして土地の引渡しをお願いいたします。なお、アスファルトにつきましては、価値補償をさせていただきますので、撤去は不要です。
13	残地部分の取り扱いについて	原則、事業地のみを取得させていただきます。残地部分については、引き続き利用していただけますが、本事業の切り取りにより、残地部分の価値が著しく低下すると考えられる場合は、その資産価値が減少した分を補償させていただきます。ケースバイケースのため、個々に対応させていただければと思います。
14	補償金に対する税金について	本道路事業は公共事業ですので、一定の条件がございますが課税の特例がございます。
15	補償金額について	補償金の説明にあたっては、物件の補償金の具体的な内訳も含め、丁寧に説明させていただきます。また、移転にあたり実際にかかった費用と補償金との差異ですが、業者によって、コスト差があるのは理解しておりますが、公共事業の損失補償算定は想定補償となっており、その差額を負担することできません。このルールは日本全国統一されたものです。
<b>その他</b>		
16	都市計画道路範囲について	正確な測量を行っていないため、お示しできる精度のものはありません。参考程度で良ければ、個別で問い合わせ、確認いただければ説明させていただきます。
17	測量作業中の敷地内立入について	個人の敷地に入る作業は、事前に許可を取ってから立ち入らせていただきます。
18	都市計画法に基づく手続き関係について	新規の建築物を建てられる際は、事業認可取得後（R6.3.18以降）は都市計画法65条の手続きとなります。許可権者は和泉市ですが、和泉市から事業施行者である大阪府に事前確認を行うこととなります。